

上田市景観計画 の概要

(景観法・上田市景観条例に基づく手続き)



1 はじめに

上田市は、各地域の美しい自然や、歴史と文化が生きる魅力ある景観づくりをより効果的に進めていくため、景観法に基づかない自主条例であった上田市景観条例を改正し、景観法に基づく「上田市景観計画」を策定しました。(平成24年12月28日策定)

この景観計画に基づく新しい届出・事前協議の制度が、平成25年3月1日から施行されます。

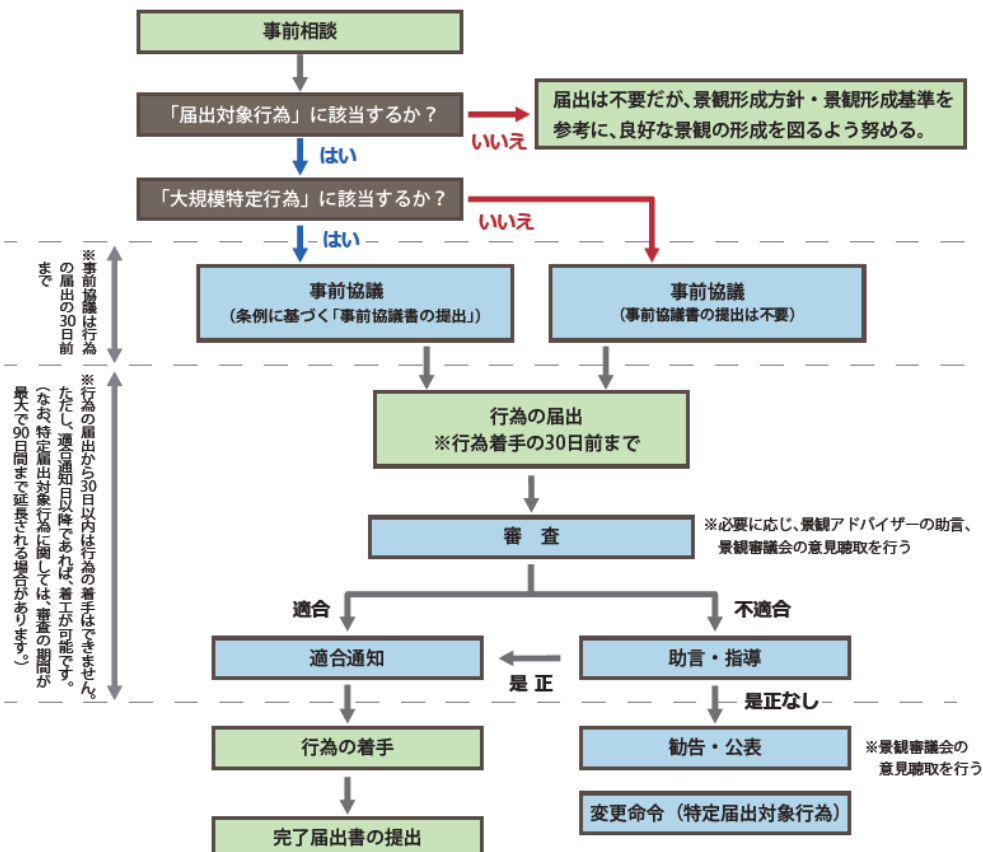
2 制度の概要

良好な景観の形成のために、景観計画区域内（上田市全域）における建築物の建築や工作物の建設、開発行為等の景観に与える影響が大きい一定の行為については、行為着手の30日前までに届出が必要です。届出のあった行為について、景観計画に定める景観形成基準への適合を審査します。

また、届出対象行為のうち、特に規模の大きな行為（大規模特定行為）については、届出の30日前（行為着手の60日前）までに事前協議書の提出が必要になります。

本景観計画では、景観計画区域をその景観特性に応じて5つの地域に区分し、それぞれの地域の特性に応じた景観形成基準を定めます。

行為の届出、景観形成基準への適合審査手続きの流れ



3 行為の届出、事前協議

3-1 届出対象行為と規模

届出を要する行為及び規模は次に掲げるとおりです。**届出は、行為着手の30日前までです。**
 なお、届出した事項を変更しようとするときも、あらかじめその旨を届出なければなりません。

届出対象行為		届出対象規模	
建築物	●新築 ●増築 ●改築 ●移転	高さ10m又は建築面積500㎡超	
	●外観変更	変更に係る面積が400㎡超	
工作物	擁壁、垣、柵、塀等	高さ3mかつ長さ30m超	
	プラント類、自動車車庫、飼料・肥料・石油・ガス等を貯蔵する施設、ごみ処理施設等	高さ10m又は築造面積500㎡超	
	●新設 ●増築 ●改築 ●移転 ●外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	太陽光発電施設 (同一敷地若しくは一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上に設置するものを除く)	太陽電池モジュールの面積が合計500㎡超 ※平成29年4月1日施行 (平成29年5月1日以降に着手するものが届出の対象)
	電気供給・電気通信施設 (太陽光発電施設を除く)	高さ20m超 ※平成29年4月1日施行 (平成29年5月1日以降に着手するものが届出の対象)	
	上記以外の工作物	高さ10m超	
開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡又は生じる法面、擁壁が高さ3mかつ長さ30m超 ・宅地造成については、面積3,000㎡又は建築計画戸数10戸又は生じる法面、擁壁が高さ3mかつ長さ30m超 ・屋外駐車場・駐輪場の設置については、面積1,000㎡超(旧城下町は面積300㎡超) 		
木竹の伐採	伐採する面積が3,000㎡超 (旧城下町は面積300㎡超)		
屋外における物件の堆積	堆積の高さ3m又は面積1,000㎡超		
公衆の関心を引く目的で建築物又は工作物の外観に施される形態又は色彩その他の意匠(「特定外観意匠」という)の表示又は掲出(屋外広告物など)	面積25㎡超(工作物に掲出する場合は、面積25㎡または高さ10m超)		

3-2 行為の届出に関する事前協議(大規模特定行為)

届出対象行為のうち、特に規模の大きな行為(大規模特定行為)については、届出の30日前まで(行為着手の60日前まで)に事前協議書の提出が必要です。

なお、「大規模特定行為」に該当しない規模の行為に関しては、条例に定められた事前協議の手続きを経る必要はありませんが、審査をスムーズに進めるために、行為の届出の前には市と協議を行うものとします。

事前協議対象行為	事前協議対象規模
建築物の建築等	延べ面積3,000㎡又は高さ20m超
工作物の建設等	築造面積1,000㎡又は高さ30m超

4 景観計画の区域・地域区分

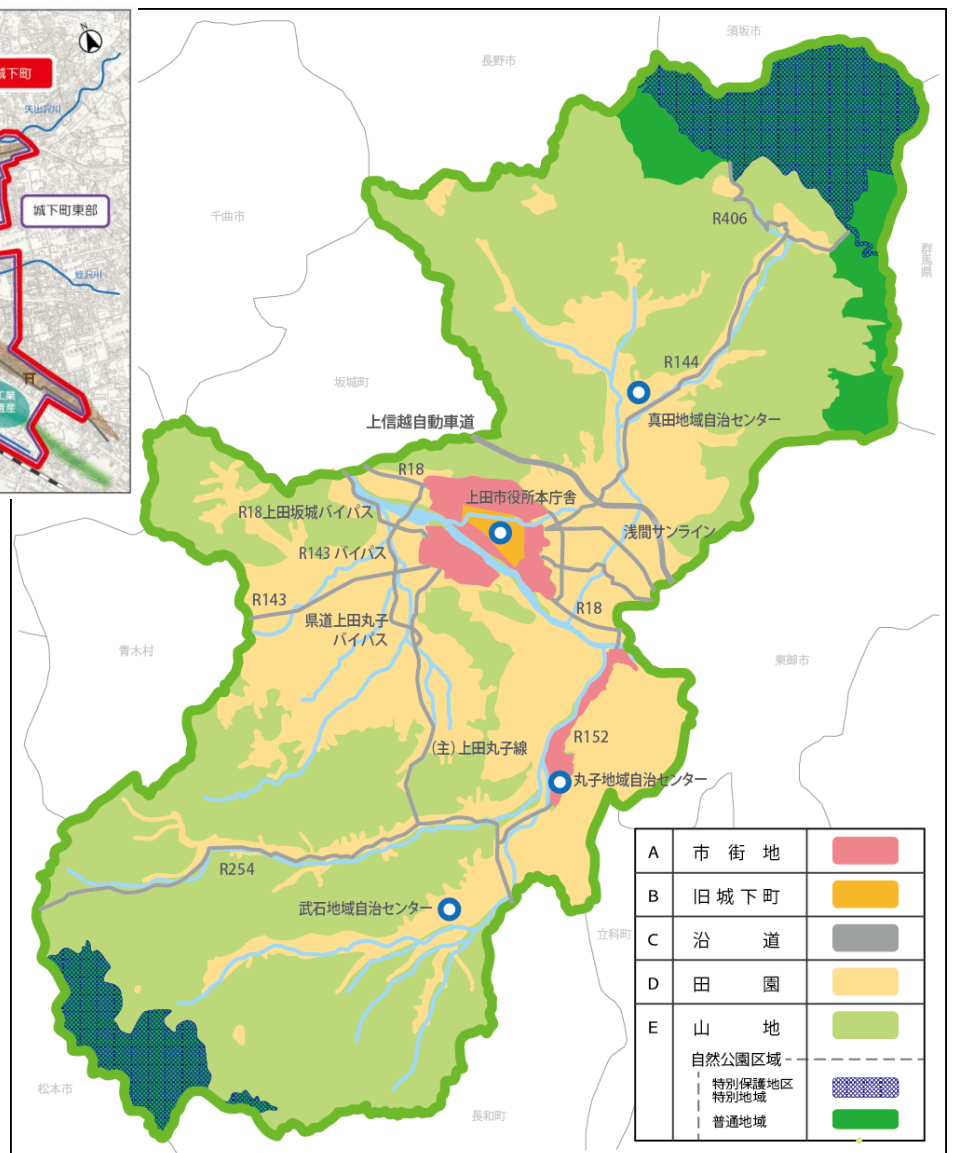
景観計画区域は上田市全域です。

景観計画区域を、その景観特性に応じて、「市街地、旧城下町、沿道、田園、山地」の5つの地域に区分し、地域区分ごとに景観形成基準を定めます。

- A：市街地** 都市計画法に基づき用途地域として定められた地域
- B：旧城下町** 市街地のうち、上田駅及び上田城跡公園を中心とする古くからの市街地で、別に定める地域
- C：沿道** 高速自動車国道、一般国道、その他の幹線道路の両側 30mの地域
(A及びBに掲げる地域を除く)
- D：田園** 国土利用計画法に基づき農業地域として定められた地域
(A～Cに掲げる地域及び自然公園区域を除く)
- E：山地** A～Dに掲げる地域を除く地域



「旧城下町」拡大図



地域区分図 (上田市全域)

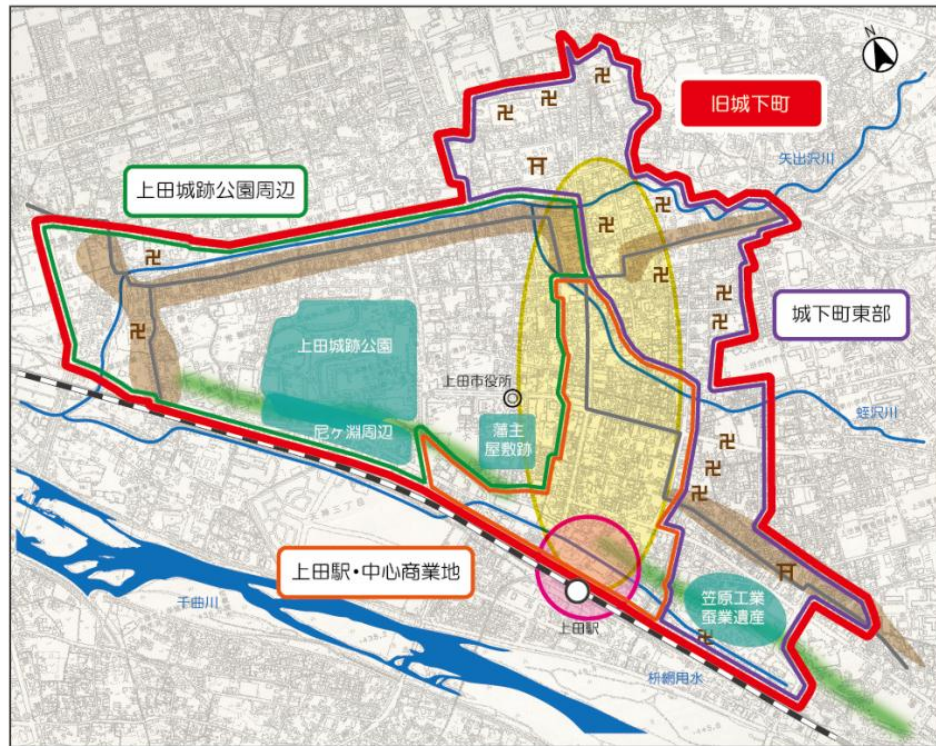
5 景観形成基準

届出対象行為に対して、景観法第8条第4項第2号の規定に基づく行為の制限の基準として、5つの地域区分ごとに景観形成基準を次の表のとおり定めます。なお、以下の点に留意するものとします。

- 該当する行為については、「土地利用」ごとの景観形成方針にも留意するとともに、行為の場所が、「景観軸」（河川、河岸段丘、街道、道路、鉄道）や、「景観拠点」（史跡・文化財・伝統的家並み・緑地、温泉地、交通拠点）に該当する場所は、それぞれの景観形成方針にも留意するものとします。
- 「旧城下町」については、当該地域の基準及び「市街地」の基準への適合を要します。
- 表中の網掛けの行為は、景観法第17条第1項の規定に基づき、上田市景観条例第20条に定められた特定届出対象行為に係る景観形成基準の事項（変更命令等の対象）を示すものです。
- 届出対象行為のうち、特定外観意匠に関する事項については、ここで示された基準の他、長野県屋外広告物条例の規定によるものとします。
- 他の法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為については、この表の限りではありません。
- 景観形成重点地区を指定した場合は、ここに示された基準とは別に届出対象行為及び景観形成基準を定めます。
- 山地のうち、自然公園区域においては、自然公園法に基づき許可及び認可を受けて行う行為については、この表の限りではありません。

届出対象行為・項目		景観形成基準		
		市街地	旧城下町	
基本的な考え方		【共通】 ①緑化を推進し、緑豊かで潤いのあるまちなみを形成する。 ②「景観まちづくり」を推進するため、地域の景観や環境には十分配慮する。 【住宅地】 ①ゆとりと安らぎのある住空間を確保する。 ②落ち着いた感じられる整然としたまちなみを形成する。 【商業・業務地】 ①美しく調和の取れた連続性のあるまちなみを形成する。 ②回遊性の高い歩行者空間や、人々の憩いや出会いの場となるオープンスペースを確保し、昼夜ともに魅力のあるまちなみを形成する。 【工業地】 ①建築物や工作物等の突出感や圧迫感、繁雑さを軽減するなど、周囲の景観と不調和にならない印象を与える工夫をする。	①上田市の玄関口として、また上田市の中心として、歴史、自然、風土、市民生活が調和した品格ある景観形成を行う。 ②城下町及び蚕都としての歴史性を尊重した景観形成を行うとともに、現存する歴史的資産やまちなみは保全活用し、また、通りや境界ごとのまちなみの連続性を形成するように努める。 ③商業・業務の中心地として、また、多くの市民や来街者が集まる地域として、賑わいを醸し出す景観形成を行う。 ④緑や水に親しめる空間を増やすとともに、来街者が快適に回遊できるような歩行者空間を確保する。	
建築物及び工作物	配置	道路からの位置	○周辺と壁面線を調和させるとともに、極力道路から後退し、開放感のある歩行者空間の確保に努めること。 ○周辺から壁面線を大きく後退させる場合は、門や塀、植栽等の設置により、まちなみの連続性を途切れさせない工夫を行うこと。	○通りごとの壁面線に調和させるとともに、極力道路から後退し、開放感のある歩行者空間の確保に努めること。 ○周辺から壁面線を大きく後退させる場合は、門や塀、植栽等の設置により、まちなみの連続性を途切れさせない工夫を行うこと。
		隣接地からの位置	○来街者の憩いのための小広場として、隣接地と相互に協力してゆとりあるまとまった空間を確保するよう努めること。	
	敷地内配置		○敷地内や周辺に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせるように配置す ○地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないように配置すること。 ○オープンスペースの確保に努めること。	
			○千曲川堤防沿いで、中高層の規模となる場合は、堤防沿いから後退し、圧迫感等を生じないよう努め	
	電気供給・電気通信施設	○道路等の公共空間からなるべく後退し、目立たない位置とすること。 ○眺望が優れた場所での設置はなるべく避けること。		

参考
「旧城下町」拡大図



景観形成基準

沿道	田園	山地
<ul style="list-style-type: none"> ①道路空間を豊かにするため、前面空地を確保し緑化を行うなど、個性的で緑豊かな沿道景観の形成を行う。 ②圧迫感や単調さ、げばげばしい印象を与えないよう注意する。 ③道路から展望できる眺望景観を妨げないように配慮する。 ④「景観まちづくり」を推進するため、地域の景観や環境には十分配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緑豊かな広がりや、農産地としての雰囲気のある田園景観と調和させる。また、眺望景観を妨げないように配慮する。 ②古くからの集落の雰囲気を感じさせる工夫をするなど、周辺の家並みと調和させる。 ③河川やため池等の水辺を有効に活用する。 ④大規模な施設では、ゆとりや潤いのあるオープンスペースを設けたり、突出感や圧迫感、単調さの軽減に努めるなど、周辺の田園に違和感を与えない工夫をする。 ⑤「景観まちづくり」を推進するため、地域の景観や環境には十分配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緑豊かな自然との調和や、スカイライン(山の稜線)の形成に努める。 ②眺望景観を保全する。 ③河川やため池等の水辺を有効に活用する。 ④「景観まちづくり」を推進するため、地域の景観や環境には十分配慮する。
○道路から余裕をもって(5メートル以上)後退し、ゆとりある空間を確保するよう努めること。	○道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。	○道路から十分(10メートル以上)後退し、道路側に既存林を残せるように努めること。
○隣接する敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。	○隣接する建築物等との間に十分にゆとりを保ち、ひろがりある空間を確保すること。	
○眺望を妨げない工夫をし、オープンスペースの確保に努めること。		○自然の地形を生かし、できるだけ改変を避けるとともに、自然景観の眺望に配慮し、山並み等の稜線を損わない工夫をすること。
るとともに、千曲川沿岸の眺望に配慮すること。		—

5 景観形成基準

届出対象行為・項目		景観形成基準		
		市街地	旧城下町	
建築物及び工作物	規模	規模	○周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模とすること。	
		高さ	○周囲のまちなみとしての連続性に配慮するとともに、圧迫感を生じないように努めること。 ○城下町の歴史的風情を阻害しない高さとなるよう配慮すること。 ○上田城跡公園周辺の眺望に配慮すること。	
			○建築物の高さの最高限度は、別表に示すとおりとする。	
	形態・意匠	形態・意匠の調和	○周辺の基調となる景観に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ○周囲の建築物等の形態との調和に努めること。	○地域の歴史性を意識した形態とするとともに、通りごとのまちなみのまとまりに配慮した形態とすること。
		デザイン・屋根の勾配	○建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美やランドマークの形成に努めること。	○中高層建築物においても、低層建築物の屋根の連続性に配慮したデザインを施すなど、周囲のまちなみとの調和に努めること。
		伝統的様式	○蚕室造りなど周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。	○城下町や街道筋、蚕糸業等の面影を残す伝統的な様式を持つ建築物がある場所では、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。
	単調さ・圧迫感の軽減	○大規模な壁面や屋根は、細分化する、アクセント(強調・変化)をつける等、単調さや圧迫感を与え ○周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合は、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫		
	河川・鉄道及び道路に面する部分	○河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。		
	電気供給・電気通信施設	○柱状タイプを基本とする。なお、施設の機能及び地形上の制約等によりこれによりがたい場合を除く		
	付帯施設、屋上設備等	○車庫や物置、倉庫等の付属物は、圧迫感を生じないようにし、建築物と一体的なデザインとする ○屋外設備、屋上設備は、建築物と一体的なデザインの壁や格子状のもので覆う等、目立たないように ○非常階段、パイプ等の付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮 ○ごみ集積所は、道路から意識されないような構造とするように努めること。 ○工場施設においては、エントランス(玄関・入口)空間を積極的に修景する等、地域のイメージアップ ○門、塀等は周辺のまちなみと調和させるとともに、建築物と一体的なデザインとするように努めること		
		○商業施設においては、ショーウィンドウ(飾り窓・陳列窓)や壁面ギャラリー(展示場・画廊)を設ける ○商店街においては、シャッターにデザインを施すなど、休日や閉店後の賑わいにも配慮すること。	○歴史的資源や歴史的まちなみのある場所で自動販売機等を設置する場合は、背後の建築物等やまちなみの色彩と合わせる、格子や木柵で覆うなどの工夫をすること。	
色彩・色数		○周囲の建築物等や遠望する山並みから突出した色の使用を避け、周辺のまちなみに調和した色調とすること。 ○建築物の外壁及び屋根の色彩は、色調(色彩の強弱・濃淡の調子)及び色味(色の種類)を整える ○建築物及び工作物の色彩基準は、別表に示すとおりとする。ただし、各立面の面積の1/10以下 ○推奨色(伝統的に用いられてきた色彩)の使用に努めること。その場合にも、面積や立面の意匠等 ○使用する色数を少なくするよう努めること。 ○複数の色を使用する場合には、類似した色調・色相、明度、彩度の色で全体をまとめるなど、けば	○周辺の通りや境界から突出した色の使用を避け、城下町や蚕都の風情を感じさせる落ち着いた色調とすること。	
		○道路等の公共空間から見た際、背景の景観と調和するように、立地する場所により使用する色を工夫		
材料			○自然素材を活用するとともに、耐久性、季節や気候の変化に強い素材を使用すること。 ○伝統的に使用されてきた素材など地域の景観を特徴づける素材や、伝統的な工法を積極的に採り	
			○反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 ○歴史的資源の周囲や歴史的まちなみの残る場所においては、反射光のある素材は原則として使用しないこと。	

景観形成基準		
沿道	田園	山地
○背景の山並み及び周辺の建築物等の高さとの調和に努めるとともに、中高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないように努めること。	○個々の建築物等の高さは極力おさえ、周辺の田園景観や背景の山並みとの調和に努めること。	○原則として周囲の樹木の高さ以下にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するように形態等に配慮すること。
○遠望する山並みや周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	○遠望する山並みや周辺の田園景観と調和する形態とすること。	○スカイラインを形成する周辺の山並みと調和する形態とすること。
○建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるように努めること。	○屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。	○屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は周辺の山並みとの調和に努めること。
○蚕室造りなど周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。		
ないようデザインを工夫すること。 により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺と調和させること。		
く。		
ど雑然としないように努めること。 に工夫すること。 慮し、建築物等本体と調和させること。		
ブに貢献する施設とすること。		
と。		○門、塀等は、建築物と一体的なデザインとするように努めること。
等、賑わい空間の創出に努めること。	—	—
—	—	—
○遠望する山並みや周囲の建築物等から突出した色の使用を避け、周辺の沿道景観に調和した色調とすること。	○遠望する山並みや周辺の田園景観から突出した色の使用は避け、田園や集落の景観に調和した色調とすること。	○周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。
ことにより、隣接する建築物どうしが調和するよう工夫を行うこと。 下で使用するアクセントカラー、着色していない素材の色、地域の伝統的様式を継承するために使用する色彩についてはこの限りではない。 に合わせて工夫を行うこと。(推奨色は景観計画本編参照)		
けばしくない配色とすること。 夫すること。		
入れること。		
○反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。		○反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。

5 景観形成基準

届出対象行為・項目		景観形成基準	
		市街地	旧城下町
建築物及び工作物	敷地の緑化	敷地境界の処理	○敷地境界は積極的に緑化を行い、特にフェンスや塀はできるだけ低くして植栽を取り入れるなど、
		既存樹木等の保全	○既存の樹木、生け垣、屋敷林等は保全、活用するように努めること。
		緑化による圧迫感の軽減	○大規模な建築物等にあつては、中高木を植えるなど周囲の緑化を充実させ、圧迫感、威圧感の軽減
		駐車場等の緑化	○駐車場、駐輪場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
		樹種	○使用する樹種は地域の気候や風土にあつたものや四季の変化を演出できるものとし、特に道路等慮すること。
			○建築物の出入口付近や道路の角地等においてはシンボルツリー(象徴的な樹木)を設置するなど
		水辺の処理	○河川等の水辺がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観形成に配慮すること。
緑化率	○建築物の建築にあつては、敷地面積の3%以上を緑化するように努めること。		
開発行為・土地の形質の変更	法面・擁壁	○大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑	
	擁壁の工夫	○擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。	
	樹林、水辺の活用	○良好な樹林、樹木、河川及び水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。	
土石の採取・鉱物の掘採	遮へい	○周辺から目立ちにくいように採取・掘採の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。	
	事後の緑化	○採取・掘採後は、周辺景観と調和した緑化等により修景すること。	
木竹の伐採	既存樹林等の保全	○既存の樹木、生け垣、屋敷林等はできるだけ限り保全、活用し、伐採は必要最小限とすること。	
	事後の緑化	○やむを得ず伐採する場合は、地域の植生に配慮し、周辺の樹林等、周辺の景観と調和する樹種を	
屋外における物件の堆積	高さ、積み上げ方法	○物品の積み上げにあつては、高さをできるだけ低くするとともに整然と積み上げること。	
	遮へい	○周辺から見えにくくなるように植栽の実施、木塀の設置等により遮へいに努めること。	
特定外観意匠の表示又は掲出	位置	○道路等からできるだけ後退させ、必要最小限の数にすること。 ○河川等の水辺や山並みなど、良好な眺望を阻害しないように努めること。	
	意匠及び規模	○基調となる周辺景観に調和する意匠・形態で、必要最小限の規模とし、広告物自体が美しく感じら	
	材料	○周辺景観と調和し、耐久性、耐候性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。	
		○反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	○歴史的資源の周囲や歴史的まちなみの残る場所においては、反射光のある素材は原則として使用しないこと。 ○歴史的資源やまちなみの残されている場所では木材等の自然素材を使用するなど、城下町の歴史を感じさせる工夫を行うこと。
	色彩	○周囲の建築物等や遠望する山並みから突出した色の使用を避け、周辺のまちなみに調和した色調とすること。	○周辺の通りや境界から突出した色の使用を避け、城下町や蚕都の風情を感じさせる落ち着いた色調とすること。
○使用する色数をできるだけ少なくするように努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。			
○光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に配慮すること。			
屋外駐車場・駐輪場の設置	○駐車場や駐輪場を設置する場合は、植栽や門柵で囲む等、道路から直接見えないように工夫し、		

景観形成基準		
沿道	田園	山地

道路等の公共空間や周囲の緑との連続性に配慮すること。		
減に努めること。		
の公共空間や周囲の緑との連続性に配	○使用する樹種は地域の気候や風土にあったものとし、周囲の樹林等、周辺の景観や環境と調和するものとする。	
の工夫を施すこと。	—	—
○「田園」及び「山地」内の沿道では、個人住宅・共同住宅の建築にあたっては、敷地面積の3%以上を、また、工場・店舗等の個人住宅・共同住宅以外の建築物の建築にあたっては、敷地面積の6%以上を緑化するように努めること。	○個人住宅・共同住宅の建築にあたっては、敷地面積の3%以上を緑化するように努めること。 ○工場・店舗等、個人住宅・共同住宅以外の建築物の建築にあたっては、敷地面積の6%以上を緑化するように努めること。	
化に努めること。		
多く植栽すること。		
れるデザインとすること。		
○反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	○反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。	
—	—	—
○遠望する山並みや周囲の建築物等から突出した色の使用を避け、周辺の沿道景観に調和した色調とすること。	○遠望する山並みや周辺の田園景観から突出した色の使用は避け、田園や集落の景観に調和した色調とすること。	○周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。
○使用する色数を少なくするよう努めること。		
		○光源で動きのあるものは、原則として設置しないこと。
まちなみの連続性を遮断しないようにすること。		

5-1 建築物の高さの最高限度の基準

地域区分		高さの最高限度
景観計画の地域区分	都市計画法の用途地域	
市街地・旧城下町	商業地域（特別業務地区一帯は除く）	31m ※緩和規定あり
	近隣商業地域	25m
	商業地域（特別業務地区一帯）	20m ※緩和規定あり
	準工業地域（「尼ヶ淵地区」は除く） 工業地域、工業専用地域	20m ※緩和規定あり
	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	20m
	準工業地域のうち「尼ヶ淵地区」（別図）	12m
沿道・田園・山地	用途地域指定外区域 （別所温泉、鹿教湯温泉、霊泉寺温泉の容積率が300%の区域）	25m ※緩和規定あり
	用途地域指定外区域（容積率が200%の区域）	20m ※緩和規定あり
	都市計画区域外	20m ※緩和規定あり

注1 特別業務地区一帯とは、特別業務地区及び特別業務地区に隣接する商業地域です。

注2 緩和規定及び高さ制限の適用除外規定については上田市景観計画を参照してください。

注3 他の法令等により基準が定められている場合は、当該法令等による基準が適用される場合があります。

5-2 色彩基準（日本工業規格（JIS）マンセル表色系による）

- ・建築物の外壁・屋根、工作物の外装において使用できる色は下表のとおりです。
- ・他の法令等により基準が定められている場合は、当該法令等による基準が適用される場合があります。
- ・詳しくは、上田市景観計画を参照してください。

地域区分別色彩基準

地域区分	色相	明度	彩度	地域区分	色相	明度	彩度
旧城下町	R(赤)	—	5以下	田園	R(赤)	3以上8以下	4以下
	YR(黄赤)・Y(黄)		7以下		5以下		
	その他の色相		3以下		3以下		
	N(無彩色)	9以下	—		N(無彩色)	3以上9以下	—
市街地 沿道	R(赤)	3以上	5以下	山地	R(赤)	8以下	4以下
	YR(黄赤)・Y(黄)		7以下		5以下		
	その他の色相		3以下		3以下		
	N(無彩色)	3以上9以下	—		N(無彩色)	9以下	—

景観計画に関するお問い合わせ・提出先

上田市 都市建設部 都市計画課

〒386-8601 上田市大手一丁目11-16

電話：0268-22-4100（代表）内線1575 E-mail：tosikei@city.ueda.nagano.jp

上田市景観計画の全文は市ホームページでご覧いただくことができます

<http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/toshi/0570/20130109161553070.html>